



佐賀県公報

平成17年
9月9日
(金曜日)
号外

目次

(◎は、県風規集に添付する。)

監査委員事項

○定期監査結果の公表

(公 告) 一

○ 監査委員事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成17年4月から平成17年8月までの間に執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年9月9日

佐賀県監査委員	中 村 孝
	同 松 尾 隼 雄
	同 池 田 義 正
	同 木 下 治 紀

第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

平成17年4月～平成17年8月執行分

2 監査実施機関

知事部局所管各課・現地機関 96ヶ所

教育委員会所管の各課 8ヶ所

公安委員会所管の警察本部 1ヶ所

その他の委員会等所管の事務局 6ヶ所

3 監査の着眼点

平成16年度予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

(1) 庶務・給与関係

① 週休日の振替簿、代休日の指定簿、扶養手当及び通勤手当認定簿の整理は適正か

② 時間外勤務手当、休日勤務手当の支給誤りはないか

(2) 歳入関係

① 調定漏れ及び遅延はないか

② 収入未済額の実態把握、督促等は適切か

(3) 歳出関係

① 支出負担行為及び支出の時期は適正か

② 委託業務の内容及び委託先は妥当か

③ 委託業務の成果品は契約と相違ないか確認しているか

④ 補助金の支出は適正か

(4) 契約関係

① 契約の方法は適正か

② 予定価格の積算根拠は適正か

(5) 工事関係

① 設計変更の理由、時期及び金額は適正か

② 写真管理、図書管理、施工管理等は適正か

③ 完了検査は適正か

(6) 財産関係

① 備品の現物確認は出来ているか

② 登記前支出の手続きは適正か

③ 工作物台帳の整理は適正か

- ④ 未利用財産の処分又は活用方策が考えられているか
 ⑤ 貸付金の借付書、時効中断の措置等債権管理は適正か

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的にはおおむね適正に処理されていると認められたが、次表のとおり是正又は改善を要する事項及び検討を要する事項があった。

公表事項の内容等については、「2 公表事項」のとおりであり、今後、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

文書注意事項及び検討事項については、該当機関に文書で通知したが、その主なものは、「3 文書注意・検討事項の主なもの」のとおりである。

このほか軽易な事項については、その都度該当機関に指示した。
 なお、監査実施機関ごとの監査執行状況は、別表のとおりである。

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
公表	0	1	1	1	0	0	0	0	0	3
文書注意	6	11	33	14	8	6	2	66	5	151
検討	0	3	6	0	1	0	1	6	1	18
合計	6	15	40	15	9	6	3	72	6	172

2 公表事項

- (1) 職員手当等(時間外勤務手当)で追給を要するものがあつた。

(環境課)

13名分 199,555円

- (2) 国庫補助金収入の調定で遅延しているものがあつた。

(警察本部会計課)

補助金名 警察活動費補助金
 支払計画示達年月日 平成16年7月2日
 調定年月日 平成17年1月27日
 補助金額 44,461,000円

- (3) 支出負担行為で遅延しているものがあつた。

(地域福祉課)

事業名 生活保護電算システム保守委託
 契約日 平成16年4月1日
 支出負担行為月 平成17年3月
 契約額 1,570,800円

- 3 文書注意・検討事項の主なもの

- (1) 予算関係

- ① 消耗品費の執行が年度末に集中しているもの
 ② 備品購入費の執行が遅れているもの

- (2) 給与、旅費関係

- ① 時間外勤務手当、休日勤務手当で追給を要するもの
 ② 「週休日の振替簿」の整理が適正でないもの
 ③ 「出勤簿」の整理が適正でないもの

- (3) 収入関係

- ① 個人県民税の市町村からの払込が遅延しているもの
 ② 収入未済があるもの
 ③ 使用料等の調定と収入が遅延しているもの
 ④ 宿舍使用料の算定を誤っているもの
 ⑤ 不動産取得税で課税が漏れているもの
 ⑥ 負担金の徴収時期で検討を要するもの

<p>(4) 支出関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支出負担行為の処理が遅延しているもの ② 支出科目を誤っているもの ③ 支払年度を誤っているもの (5) 契約関係 <ul style="list-style-type: none"> ① 業務委託の予定価格の積算を誤っているもの ② 契約書に契約者の押印がないもの ③ 委託業務の完了確認がないまま委託料を支払ったもの (6) 工事の執行関係 <ul style="list-style-type: none"> ① 設計変更手続きが適正でないもの ② 最低制限価格制度の適用を誤っているもの (7) 補助金関係 <ul style="list-style-type: none"> ① 補助事業の変更承認を受けていないもの ② 交付決定の時期で検討を要するもの (8) 財産関係 <ul style="list-style-type: none"> ① 公用車に損害を与えたもの ② 公用車の「車歴簿」を作成していないもの ③ 土地で未登記となっているもの ④ 未利用財産の活用について検討を要するもの ⑤ 備品を「備品出納・管理簿」に記載していないもの ⑥ 財産異動の処理が行われていないもの ⑦ 登録抹消した公印の引渡しを行っていないもの ⑧ 備品の現物を確認できないもの ⑨ 不用の決定、棄却した物品の返納手続きを執っていないもの (9) その他 <ul style="list-style-type: none"> ① 公用車事故で賠償金の支払いを要したものの ② 週休日の指定が適正でないもの 	<p>(定期監査結果報告添付意見)</p> <p style="text-align: center;">組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>この添付意見書は、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、平成16年10月から平成17年8月までの間に執行した定期監査の途上において気付いた組織及び運営の合理化に資するための意見を述べたものであり、今後の行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。</p> <p>1 自家用車を公務に使用する場合の取扱いについて</p> <p>自家用車の公務使用は、「職員が自家用自動車に公務に使用する場合の取扱いについて(通知)」(昭和52年7月8日付け人第528号)で定める「基準」により行われているが、その際の職員の旅費については、鉄道等の一般交通機関利用の算定により支給されている。</p> <p>しかしながら、公用車の集中管理の廃止や車社会の進展等により、自家用車の公務使用の環境も大きく変化しており、実態を考慮し、距離当たりの旅費単価の制定あるいは借上げ制度での対応など、そのあり方について検討されたい。</p> <p>2 支出負担行為の遅延について</p> <p>事務・事業の執行に当たって、支出負担行為が行われないまま進められ、後日、契約日等を遡ってその手続きを処理している事例が散見された。</p> <p>支出の原因となる工事請負契約や業務委託契約の締結、補助金の交付決定等の行為、すなわち支出負担行為を行わないまま安易に事務・事業を進めることは、予算の適正な執行に反する、あつてはならない行為であり、財務規則の遵守を徹底されたい。</p> <p>3 財務会計事務に係る職員への指導について</p> <p>支出の年度区分・予算科目の誤りや、収入事務・契約事務での基本的な誤りなど、財務規則を十分に理解しないまま業務が不適正に処理されている事例が増加している。</p> <p>事務の電子化が進められている中においても、財務事務に関する知識は、</p>
---	---

行政事務に携わる者が基礎として習得すべきものであり、研修の機会を更に拡大されるなど、職員の財務事務に係る知識の向上に努められたい。

4 工事の契約変更について

平成16年度の1千万円以上の農林・土木工事契約を見ても、設計内容の変更が80.1%、工期の変更が42.4%行われており、契約変更がほぼ常態化している現状である。

これらの中には、事前の調査や調整等を十分に行っていれば契約変更を回避できたと思われる事例が見られた。

契約の変更は内部事務の増大はもちろんのこと、工期の延長に及ぶ場合には、事業の発現効果の遅れや工事受注者に現場管理費等の負担を強いることにもなりかねない。

工事の発注に際しては、現場状況の確認等事前準備を十分に行い、安易な変更を生じないように努められたい。

5 建設コンサルタントの活用方法について

建設工事の発注に際して、測量、計画設計、実施設計、数量積算等は、その殆どが専門の建設コンサルタント業者へ業務委託されている現状である。

それらの建設コンサルタント業者からの成果品には、工法や資材等についての提案力が乏しいと思われるものや県側の確認・検査が不十分なため、数量等が違算のままとなったものが見られ、その結果として工事施工段階で設計変更を生じている事例があった。

今後は、建設コンサルタント業者に対して、より優れた提案や一層の精度・正確性を求めていくとともに、県側の確認・検査を十分に行うよう努められたい。

6 県有財産の管理の事務手続きについて

財務規則、公有財産規則等により、所定の台帳に記載すべき県有財産のうち、土地、工作物、備品、商標権等に記載漏れがあり、適正に管理されていないものが散見された。

また、平成16年4月の組織改編に伴う備品の所属異動について、手続きが適正に行われていないものが多数見受けられた。

県有財産の管理は、所定の手続きにより、適宜、適正に行われたい。

7 公用車の事故防止と適正な管理について

公用車の事故防止と適正な管理について

公用車運転中の事故指摘件数は15件と、前年度に比して倍増している。安全運転の徹底をはじめ、交通事故防止対策の推進に、更に努められたい。

また、庁用自動車管理規程（平成11年佐賀県訓令第13号）により義務付けられている、車検証や賠償保険の有効期間、給油量、修理内容等を記載する「車歴簿」を作成していない公用車を所有する課・所が、多数見受けられた。

公用車の管理は、規程を遵守し、適正に行われたい。

8 現地機関の管理規程等の整備について

県民ニーズに適切に対応するため、現地機関への権限の移譲等を進められているが、権限の移譲やそれに伴う所掌事務の変更に応じた規則の改正が、適切に行われていないものがあった。

また、現地機関が実際に行っている業務内容と、設置条例により定められた業務内容が、整合しないものがあった。

現在、現地機関のあり方についての検討が進められているが、その中で規程の整備についても十分配慮されたい。

9 特殊教育諸学校の臨時的任用職員（常勤講師）について

養護学校等の特殊教育諸学校の教員に占める臨時的任用職員の比率は、改善の努力がなされているものの、県立学校全体や公立の小・中学校と比較して、依然高い比率となっている。

また、臨時的任用職員を学級担任に充てている学校があった。

臨時的任用職員は、一定の要件の下に認められる「臨時の職」であり、今後とも、その比率の引き下げに努めるとともに、学級担任に任用期間も限定されている臨時的任用職員を充てることは不適切であり、正規職員である教

論で対応するよう検討されたい。

10 部活動のマイクroパス等の運転について

県立学校の部活動で、対外試合等の際に部員の送迎に使用されるマイクroパス等は、後援会や保護者会が所有し、運用されているが、当該部の監督等学校関係者が運転する場合も見受けられる。

当然のことながら、保護者の信頼の下に安全運転に努められているものと思われるが、万一、事故が起きた場合の対応について、保護者会等と協議し、書面で確認をしておく必要があると思われる。
教育委員会としても、適切な指導に努められたい。

知事部局所管の各課・現地機関等

1 統括本部

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
政策監グループ	平成17年8月4日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
秘書課	平成17年7月22日	中松木 中松 村尾 隼 孝雄
情報・業務改革課	平成17年8月2日	松木 尾 隼 孝雄 紀 孝雄
危機管理・広報課	平成17年8月2日	松木 尾 隼 孝雄 紀 孝雄
消防防災課	平成17年8月2日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
職員研修所	平成17年5月19日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
消防学校	平成17年5月19日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄

2 くらし環境本部

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
企画・経営グループ	平成17年7月5日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
県民協働課	平成17年7月1日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
男女共同参画課	平成17年6月17日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
人権・同和対策課	平成17年7月1日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
こども課	平成17年7月1日	松木 尾 隼 孝雄 紀 孝雄
私学文化課	平成17年6月20日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
国際課	平成17年6月20日	中松木 中松 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
くらしの安全安心課	平成17年7月1日	松木 尾 隼 孝雄 紀 孝雄
環境課	平成17年7月4日	松木 尾 隼 孝雄 紀 孝雄
有明海再生課	平成17年7月4日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
廃棄物対策課	平成17年7月4日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
環境センター	平成17年4月26日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄

3 健康福祉本部

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
企画・経営グループ	平成17年7月11日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
地域福祉課	平成17年7月7日	松木 尾 隼 孝雄 紀 孝雄
母子保健福祉課	平成17年7月7日	中松木 村尾 隼 孝雄 紀 孝雄
長寿社会課	平成17年7月7日	松木 尾 隼 孝雄 紀 孝雄

障害福祉課	平成17年7月7日	中村孝
医務課	平成17年7月8日	中村孝
国民健康保険課	平成17年6月27日	中松村尾孝
健康増進課	平成17年7月8日	松尾孝
葉務課	平成17年6月29日	中松村尾孝
生活衛生課	平成17年7月8日	松尾孝

県立病院好生館	平成17年5月31日	中松村尾孝
---------	------------	-------

4 農林水産商工本部

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
企画・経営グループ	平成17年7月15日	中松村尾孝
新産業課	平成17年7月12日	中村孝
雇用対策課	平成17年7月12日	中村孝
流通課	平成17年7月12日	松尾孝
商工課	平成17年7月12日	松尾孝
観光課	平成17年7月13日	松尾孝
労働課	平成17年7月1日	中松村尾孝
大阪事務所	平成17年4月14日	中留孝
有田窯業大学校	平成17年5月17日	松尾孝
窯業技術センター	平成17年5月17日	松尾孝

工業技術センター	平成17年4月26日	松尾孝
佐賀労政事務所	平成17年7月1日	中松村尾孝
唐津労政事務所	平成17年7月1日	中松村尾孝
武雄労政事務所	平成17年7月1日	中松村尾孝
産業技術学院	平成17年4月25日	松木孝
農業技術防除センター	平成17年5月24日	松尾孝
佐城農業改良普及センター	平成17年5月24日	松尾孝
上場営農センター	平成17年5月18日	松尾孝
農業試験研究センター	平成17年5月24日	松尾孝
農業大学校	平成17年5月24日	松尾孝
果樹試験場	平成17年5月25日	松尾孝
茶業試験場	平成17年4月27日	中村孝
畜産試験場	平成17年5月25日	中村孝
中部家畜保健衛生所	平成17年4月27日	松尾孝
北部家畜保健衛生所	平成17年5月18日	松尾孝
西部家畜保健衛生所	平成17年4月27日	中村孝
玄海水産振興センター	平成17年5月17日	中村孝
有明水産振興センター	平成17年4月27日	松尾孝
高等水産講習所	平成17年5月17日	中村孝
林業試験場	平成17年5月24日	中村孝

東部工業用水道管理事務所	平成17年5月30日	中松村尾隼雄
--------------	------------	--------

5 生産振興部

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
生産者支援課	平成17年7月13日	中村孝
農産課	平成17年7月13日	中村孝
園芸課	平成17年7月13日	松尾隼雄
畜産課	平成17年7月15日	中村孝
水産課	平成17年7月14日	松尾隼雄
林業課	平成17年7月14日	中村孝

6 県土づくり本部

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
企画・経営グループ	平成17年7月25日	中松村尾隼雄 集義 孝雄正
建設・技術課	平成17年7月20日	中村孝
土地対策課	平成17年7月19日	中村孝
まちづくり推進課	平成17年7月19日	松尾隼雄
下水道課	平成17年7月19日	松尾隼雄
農山漁村課	平成17年7月20日	松尾隼雄
農地整備課	平成17年7月20日	中村孝
建築住宅課	平成17年7月20日	松尾隼雄

河川砂防課	平成17年7月19日	中村孝
水資源対策課	平成17年7月22日	松尾隼雄
森林整備課	平成17年7月22日	中村孝
佐賀空港管理事務所	平成17年5月18日	中村孝

7 交通政策部

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
空港・交通課	平成17年7月22日	中村孝
道路課	平成17年7月25日	松尾隼雄
港湾課	平成17年7月22日	松尾隼雄

8 経営支援本部

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
企画・経営グループ	平成17年8月1日	中松村尾隼雄 集義 孝雄正
総務法制課	平成17年7月19日	中松村尾隼雄
職員課	平成17年7月29日	中松村尾隼雄
財務課	平成17年7月29日	中松村尾隼雄
税務課	平成17年8月1日	中村孝
市町村課	平成17年8月1日	松尾隼雄
統計調査課	平成17年7月20日	中松村尾隼雄
東京事務所	平成17年5月12日	中松村尾隼雄

佐賀県税事務所	平成17年7月28日	中村孝
唐津県税事務所	平成17年7月28日	松尾孝雄
武雄県税事務所	平成17年7月28日	中村孝

9 出納局

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
企画・経営グループ	平成17年8月5日	中松村尾孝雄
会計課	平成17年8月5日	中松村尾孝雄
用度管財課	平成17年8月5日	中松池下集義治

教育委員会所管の各課

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
企画・経営グループ	平成17年6月29日	中松村尾孝雄
総務課	平成17年6月28日	中村孝
教職員課	平成17年7月11日	中村孝
学校教育課	平成17年6月28日	松尾孝雄
社会教育課	平成17年6月28日	中村孝
文化課	平成17年6月14日	中松村尾孝雄
体育保健課	平成17年6月28日	松尾孝雄
全国高校総体推進室	平成17年6月28日	松尾孝雄

公安委員会

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
警察本部	平成17年8月4日	中松村尾孝雄

その他の委員会等事務局

監査対象機関名	監査執行年月日	監査執行者
議事事務局	平成17年6月7日	中松村尾孝雄
人事委員会事務局	平成17年6月7日	中松村尾孝雄
選挙管理委員会事務局	平成17年8月1日	松尾孝雄
労働委員会事務局	平成17年6月8日	中松村尾孝雄
海区漁業調整委員会事務局	平成17年7月14日	松尾孝雄
監査委員事務局	平成17年6月8日	中松村尾孝雄

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年九月九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷

